

措置通知書

環境部 環境政策課

報告を受けた事項	措置状況
<p>4 財産管理事務について</p> <p>① 行政財産目的外使用許可申請において、佐世保市事務処理規程第7条第4号で「公用財産若しくは公共用財産又は公の施設の目的外使用許可等に関する事」は、部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあった。</p>	<p>行政財産目的外使用許可申請において、佐世保市事務処理規程第7条第4号で「公用財産若しくは公共用財産又は公の施設の目的外使用許可等に関する事」は、部長等専決事項と規定されていることを認識していましたが、次長に決裁を受けた後、決裁区分の押印漏れに気付かず、当該使用許可を行っていたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、平成31年4月22日に部長決裁を受けました。</p> <p>また、今後は再発防止のため、事務処理のチェック体制強化を図るよう周知徹底しました。</p>

措置通知書

環境部 廃棄物減量推進課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 動物死体処理手数料の徴収において、佐世保市財務規則第 77 条第 2 項で「出納員等は、領収書の発行に際し、書損、汚損等により使用できない場合においては、これを破棄してはならない。」と規定されているにもかかわらず、書損により使用できなくなった領収書を破棄しているものがあつた。</p> <p>3. 契約事務</p> <p>① 秋季大清掃に係るごみ収集運搬業務（東部）委託契約ほかにおいて、佐世保市文書規程第 33 条第 1 項で「…契約…に関する起案書…は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案書について、総務課長の審査を受けていないものがあつた。</p>	<p>佐世保市財務規則第 77 条第 2 項の認識不足により、書損となった領収書を誤って破棄してしまったものです。</p> <p>同規則を再確認し、平成 31 年 4 月 26 日に課内事務職向けに研修を行い、周知徹底を図りました。</p> <p>佐世保市文書規程第 33 条第 1 項の認識不足により、審査対象外指定文書 156-1 号の一部を変更しているにも関わらず、総務課長の審査を受けないまま契約を締結していたものです。</p> <p>当課の契約担当職員及び庶務担当者間で情報を共有し、改めて同規程第 33 条各号について認識を深めるとともに課内のチェック体制強化を図り、契約事務を執行するよう周知徹底しました。</p>

措置通知書

環境部 廃棄物指導課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務について</p> <p>② 雑入の調定において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…税外収入（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収…に関すること。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあった。</p> <p>2. 支出事務</p> <p>① 過渡しとなった受講料において、地方自治法施行令第159条で「歳出の…過渡しとなつた金額…の精算残金を返納させるときは、…これを当該支出した経費に戻入しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、返還された受講料を歳入として収納していた。</p>	<p>当該収入における歳入調定の専決区分について、認識誤りにより課長決裁としていたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、平成31年4月12日に部長決裁を受けました。</p> <p>今後は部長決裁を受けるとともに、改めて佐世保市事務処理規程の再確認を行いました。</p> <p>地方自治法施行令第159条の認識不足により、返還された受講料を支出した経費に戻入せず、歳入として収納していたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、平成31年4月12日付けで、支出した経費への戻入処理及び誤って収納していた歳入については過誤納還付及び調定更正を行いました。</p> <p>今後は適正に事務を実施するよう周知徹底しました。</p>

措置通知書

環境部 施設課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1 収入事務について</p> <p>③ ごみ処理手数料の調定減額において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…市税及び税外収入の減免並びに調定減額に関すること。」は、部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていなかった。</p> <p>④ 雑入の収納において、佐世保市財務規則第42条で「…訂正または削除すべき文字等に2線を引いて、これに認印を押し、その文字等は、その後も明らかに読み得るようにしておかなければならない。なお、訂正後の文字等は、訂正前の文字等のそばに明確に記載しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書控を訂正していないものがあった。</p>	<p>当初の調定が課長の専決事項（条例、規則等で確定している税外収入）であったため、調定減額においても課長の専決事項であると誤認し、部長の決裁を受けていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、平成31年4月22日に部長決裁を受けました。</p> <p>今後は、確実に部長決裁に回すとともに、同様の誤りが発生しないよう佐世保市事務処理規程の再確認と事務処理チェック体制の強化を周知徹底しました。</p> <p>領収書原本の訂正は行ったものの、領収書控の訂正を失念していたものです。</p> <p>指摘を受け、平成31年4月22日に領収書控の訂正を行いました。</p> <p>今後、訂正の必要性が生じた場合は、確実に控の訂正を行うか、もしくは書損として適正に処理するよう周知徹底しました。</p>
<p>3 契約事務について</p> <p>② 有価物の売却契約において、契約書で「契約保証金は佐世保市財務規則第144条第5号（物件を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納される時）により免除する。」と規定しているにもかかわらず、売却代金を即納させていなかった。</p>	<p>契約期間内の任意の日に売却代金を納付させた後、対象物品の引き取りという流れでこれまで事務処理を行っていましたが、開札から一週間、二週間経過後の納付は即納とは言えないとの指摘を受けたため、今後は、即納させるよう周知徹底しました。即納が不可能な場合は、契約保証金を納付させることとしました。</p>

措置通知書

環境部 西部クリーンセンター

報告を受けた事項	措置状況
<p>4 財産管理事務について</p> <p>② 備品において、佐世保市物品会計規則第 15 条第 3 項で「…備品を処分したときは、物品返納・処分報告書により契約課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、処分した備品について報告していないものがあった。</p>	<p>当該備品については、今回の指摘を受け、令和元年 6 月 7 日に契約課へ「物品返納・処分報告書」を提出しました。</p> <p>今後は、備品台帳と現品の照合を早急に行い、台帳を整理するとともに、備品の購入・処分について適正に事務処理を行うよう周知徹底しました。</p>

措置通知書

環境部 クリーンピュアとどろき

報告を受けた事項	措置状況
<p>4 財産管理事務について</p> <p>② 備品において、佐世保市物品会計規則第15条第3項で「…備品を処分したときは、物品返納・処分報告書により契約課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、処分した備品について報告していないものがあった。</p>	<p>当該備品については、今回の指摘を受け、令和元年6月7日に備品台帳から削除を行い、契約課へ「物品返納・処分報告書」を提出しました。</p> <p>今後は、備品台帳と現品の照合を早急に行い、台帳を整理するとともに、備品の購入・処分について適正に事務処理を行うよう周知徹底しました。</p>